九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

オルターナティヴ論とヴァイマル共和国の崩壊

熊野, 直樹
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/25961

出版情報：法政研究. 79 (3), pp.133-163, 2012-12-27. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

オルターナティヴ論とヴァイマル共和国の崩壊

熊　野　直　樹

はじめに
一　篠原一氏のオルターナティヴ論
二　オルターナティヴ論による歴史解釈をめぐる諸問題
三　オルターナティヴ論とヴァイマル共和国救済の選択肢
おわりに

はじめに

ヒトラー（Adolf Hitler）内閣が成立して、二〇一三年一月三〇日で八〇周年を迎える。その間、ドイツ現代政治史研究において、長年、ヴァイマル共和国の崩壊とナチズム体制の成立が、主要な研究テーマを形成してきた。その際の主たる研究関心は、ヴァイマル共和国、特にその議会制民主主義の崩壊が不可避であったのか、それとも救済可能であったのか、である。このヴァイマル議会制民主主義の崩壊をめぐっては、ブラッハー＝コンツェ論争以来、相当な研究蓄積が存在する。[1] そこでは、ブリューニング（Heinrich Brüning）内閣（一九三〇年～三二年）の評価をめぐって主に論争が展開された。[2] こうした論争を経て概ねコンセンサスがとれたのは、ブリューニング内閣期以降、すなわちパーペン（Franz von Papen）内閣期及びシュライヒャー（Kurt von Schleicher）内閣期においては、もはやヴァイマル共和国、とりわけ議会制民主主義の回復は不可能であり、それ故その崩壊は不可避であり、ヒトラーの権力掌握はその結果にすぎなかったというものである。[3]

日本においても、こうした問題意識のもと、平島健司氏によってブリューニング内閣期におけるヴァイマル共和国、とりわけその議会制民主主義の回復の可能性について検討がなされてきた。そこでは、一九三〇年九月と一九三一年六月に議会制民主主義の救済の可能性、すなわち民主制の実体を救う「再均衡（reequilibration）」の可能性があったことが主張され、そのチャンスをブリューニングが生かしきれなかった点が指摘されている。その結果、ヴァイマル共和国は民主制の回復がほぼ不可能となる「権力真空」段階へと移行したとされる。[4]

こうしたなか、ヴァイマル共和国の崩壊をめぐる従来の議論に新たな視角を提示した学説が、コルプとピュタによって提起された。[5] すなわち、シュライヒャー内閣による国家非常事態計画（Staatsnotstandsplanung）[6] の再評価論である。彼らによると、当時ナチ党（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei）とドイツ共産党（Kommunisti-

sche Partei Deutschlands）によってライヒ議会の過半数が占められ、彼らの反議会主義によって機能不全と化していたライヒ議会に対して、大統領が国家非常事態を宣言し、政治的経済的状況が沈静化するまでライヒ議会選挙を無期限に解散するという、憲法に抵触するシュライヒャー内閣の国家非常事態計画こそが、ヴァイマル共和国を救済し、ヒトラーの政権掌握を阻止する最後の選択肢であった、というものである。この学説は、従来、議会制民主主義の回復の可能性がほとんどないとみなされていた「権力真空」期のシュライヒャー内閣において、まさに民主制の「再均衡」の可能性を強調するものである。

このシュライヒャーの国家非常事態計画の再評価によって、近年、ヴァイマル共和国の救済可能性及びヒトラーの政権掌握阻止の可能性をめぐる議論が活発になってきている。[7] これらの議論は、ヴァイマル共和国の救済、すなわち議会制民主主義の回復がシュライヒャー内閣期まで残存していたと解釈することで、いわば閉塞状況にあったヴァイマル共和国の崩壊史研究に新たな方向性を与えることになった。今日、通史や概説書の一部においては、コルプとピュタの学説、すなわちヴァイマル共和国は、シュライヒャーの国家非常事態計画によって救済可能であった、という見解が肯定的に採用され始めている。[8]

しかし、シュライヒャー内閣の国家非常事態計画はヴァイマル共和国、特に議会制民主主義救済の最後の可能性であった、と結論づけるには、さらなる理論的、実証的検討が必要である。まず、検討されるべきは、シュライヒャー内閣の国家非常事態計画が果たして実際に議会制民主主義の救済といった目的に適う政策であったのかという点である。そもそも「議会制民主主義の墓掘り人」（ピュタ）[9]であるシュライヒャーが、国家非常事態計画による議会制民主主義の回復を実際に目指していたのか。また、ヴィンクラーが指摘するように、[10] シュライヒャーが国家非常事態計画を実行した後には、国防軍が執行権力の担い手となった「軍事独裁」政府が樹立したのではないか。とするならば、「軍事独裁」政府を樹立させかねない「議会制民主主義の墓掘り人」であるシュライヒャーによる国家非常事態計画にそもそも

議会制民主主義の回復を求めることができるのか。以上の疑問点を考慮するならば、シュライヒャーが実際に議会制民主主義の回復をヒトラー前夜において目指していたことを実証しない限り、シュライヒャーの国家非常事態計画に議会制民主主義の回復を求めることは、まさに非歴史的な「ないものねだり」に過ぎないことになる。そもそもシュライヒャーの国家非常事態計画は議会制民主主義救済の最後の可能性であったと主張する場合、論理的にいって、シュライヒャーが議会制民主主義の回復を目指していたことが自明の前提となっている。そうではないとすれば、「議会制民主主義の墓掘り人」に議会制民主主義の救済を求めることになり、これ自体、非歴史的な「ないものねだり」になってしまうからである。

次にシュライヒャーの国家非常事態計画が果たして実現可能ないしは選択可能な唯一の最後の選択肢であったのかという点である。というのは、最近のシュミット（Carl Schmitt）[11]研究によって明らかにされた彼が起草し、シュライヒャーに対し提案された「破壊的不信任決議」の不承認案こそが、議会制民主主義救済の最後の選択肢であったとみなされ得るからである。[12]また、パーペン-フーゲンベルク（Alfred Hugenberg）闘争内閣構想が、シュライヒャーの国家非常事態計画が挫折した後に模索されていた。この構想は、いわばパーペン-フーゲンベルク内閣による国家非常事態計画であるが、ヴァイマル共和国、特に議会制民主主義救済の選択肢にはならないにしても、ヒトラー内閣に代わる選択肢でもあり、ヒトラーの政権掌握阻止の最後の選択肢を考える際には、無視できないものである。[13]これらの選択肢がどの程度実現（選択）可能であったのかもまた、歴史的に検証されなければならないであろう。

以上のようなヴァイマル共和国崩壊期におけるシュライヒャーの国家非常事態計画を始めとしたヴァイマル共和国、特に議会制民主主義救済の選択肢やヒトラーの政権掌握阻止の選択肢をめぐる問題は、方法論的には、政治学におけるオルターナティヴ論（選択肢論）[14]と密接に関係する。確かに歴史学においては、イフ（仮定）を歴史に持ち込むことはタブーとされている。というのは、それは容易に非歴史的で空想的な「ないものねだり」の議論に陥ってしまい、事実

を対象とする歴史学から逸脱してしまうからである。このこと自体、十分首肯できることであり、かつ歴史を研究対象とするものへの警告でもある。しかし、日本の政治学においては、実現されなかった歴史上の選択の可能性を追求することによって、歴史の岐路を明らかにするいわゆるオルターナティヴ論が、篠原一氏によって理論化され「歴史家系図論」[15]ないしは「オルタナティブ史観」[16]として提唱されている。以下では、こうした篠原氏のオルターナティヴ論を紹介しながら、これを用いたヴァイマル共和国史研究をめぐる議論を取り上げることにしよう。これらの議論を手掛かりに、オルターナティヴ論を実際に政治史研究に適用した場合の意義と問題点について考察することにする。そのうえで、オルターナティヴ論を使って政治史研究を行うための分析枠組みを提示することにしたい。その後で、こうした分析枠組みを用いてヴァイマル共和国崩壊期におけるシュライヒャーの国家非常事態計画を始めとした議会制民主主義救済の選択肢やヒトラーの政権掌握阻止の選択肢について分類整理を試みたい。以上を通じて、オルターナティヴ論とヴァイマル共和国の崩壊をめぐる諸議論を有機的に結び付けることによって、当該研究の学説と論点を整理し直し、政治過程における政策上の選択肢を歴史分析するための理論枠組みを提示することが、本論の目的である。[17]

一　篠原一氏のオルターナティヴ論

日本の政治学において、自覚的に歴史にイフを持ち込んで、これを初めて理論化したのは、篠原氏である。彼は、既に一九六二年において、当時において一世を風靡した大塚比較経済史学やいわゆる俗流マルクス主義の基底還元論に対するアンチテーゼとして、経済からの政治の自立性ないしは独自性を強調して、以下のようなオルターナティヴ論の原型を提示している。

「とすれば、マルクス主義政治理論が一向にみのりある発展をすることが出来ないのは、すべての現象を土台との連、

関において、みるという、極めて当然な、また平凡なことの中にひそんでいるのではないであろうか。

もちろん私も、このような観点の基本的正しさを否定しようとするものではない。そもそも、歴史の発展はあたかも家系図のようなものと考えればよい（左図参照〔図省略〕）。ある時点において、かりに五つのオールタナティブ（選択肢）a、b、c、d、eがあるとする。そして現実にはbの決定がなされたとすると、次にひらかれるオールタナティブはba、bb、bc、bd、beとなる。そして、種々の力関係から現実にはbaの決定がなされたとすると、次にひらかれるオールタナティブはbaa、bab、bac、bad、baeとなる。このようにして政治の歴史は無限に発展する。私がここでオールタナティブを一応五つに限定したのは、もちろん単なる説明の便宜のためにすぎないが、それは結局、歴史のある時点においては決して無限のオールタナティブが開かれているものではないことを示すために他ならない。人間は四次元の世界では、理論的には自分の思う通りの方向にゆくことが出来るが、現実には引力の作用をうけてそうはゆかないように、歴史においても、人間の行動は時代の制約によってオールタナティブの範囲が制限される。たとえば、十九世紀前半のユートピア社会主義者が、当時における労働者階級の悲惨さを救済しようとして、頭脳の中で種々の方策を練り考えたにも拘らず、結局それがユートピアに終らざるをえなかったのは、未だ近代的プロレタリアートが析出されていなかった当時のヨーロッパ社会の経済構造のしからしめるところであった。そして、このような例証は、フランス革命におけるロベスピエールやバブーフの活動など、無数にあげることができる。このように、たしかに歴史においては、社会経済構成体による方向規定性、オールタナティブの制約は否定出来ないのである。そしてその結果、歴史はb―ba―bad……という風に、選択の余地を残しながらも、大ワクにおいては一定の方向に向って進んでゆかざるをえないのである。〔傍点原文ママ並びにアルファベット文字縦書き原文横書き〕[18]」

以上のように、篠原氏が提起したオルターナティヴ論は、歴史においてオルターナティヴ（選択肢）の問題を自覚的に取り上げ、これを家系図のようにイメージして簡潔にわかりやすく理論化した点が特徴である。と同時にオルターナ

ティヴが無限に開かれているのではなく、社会経済構成体によって方向規定性があり、選択肢には制約がある点を示している点も重要である。歴史を決定論的にみるのではなく、その当時において開かれていた歴史的選択肢の問題を家系図というアナロジーで説明し、これを歴史分析に応用した点は、高く評価されねばならないであろう。

但し、ここでの議論は、歴史一般における選択肢の問題であり、アクターの行動や政策分野においては応用されていない。また、その選択肢がアクターによって意識されたものなのか、それとも後世の歴史家によって後知恵的に見出されたものなのかは、ここでは必ずしも明確ではない。そうしたなかで一九八五年に出版された『ヨーロッパの政治』において篠原氏は、より精緻にオルターナティヴ論を展開している。以下ではそれを紹介することにしよう。

『ヨーロッパの政治』において、篠原氏は歴史政治学の特色としてオルターナティヴ論を位置づけ、歴史における選択肢の問題についてより精緻に説明を行っている。

「歴史をあるがままの現実ととらえ、しかもそれは一回性のものであると考える人々にとっては、歴史における選択肢を考えることは、イフ（仮定）の問題という邪道に足を踏み入れることを意味するかもしれない。他方、このことは社会科学的歴史分析を志す人によっては必ずしも否定されない。しかしスコチポルらの歴史社会学の主唱者たちの理論的視野の中にもこの問題が全く投入されていないことにもあらわれているように、選択肢の問題は理論的にまだ十分認知をされていないといってよいであろう。

しかし私は、かねてから歴史は一つの家系図のようなものであると主張してきた（図1―1）。つまり、ある時点においては、aからeに至る五つの選択肢があり、現実には種々の力関係と状況の圧力によって、bという選択がなされる。ここで選択肢を五つに限定しているのは、人間は四次元の空間で行動するのではなく、歴史的状況という引力の下で行動しており、従って当然に選択肢は限定されるということを意味している。そしてひとたびbという選択がなされると、baからbeに至る新たな選択肢がひらかれ、その中からまたbeという選択がなされる。このような選択

の連鎖によって歴史が構成されるのであり、結果からみればb―be―becという展開は決定論的にみえるが、その時点時点に立ちかえってみれば、事態はより動態的である。そしてその選択行為の成功と失敗の経験の中から法則性を見出し、より正確な現実の理解を試みるとともに、また将来の行動への指針をもよみとろうとするのが社会科学の営為である。もちろん、歴史状況によって開かれた選択肢の数には差異があり、適合的選択がとられないでいると、選択肢の幅が縮小して、次第に選択の可能性を失っていくことがしばしばある。政治体制の崩壊はしばしばそのような形で起っている。

図1－1　家系図としての歴史

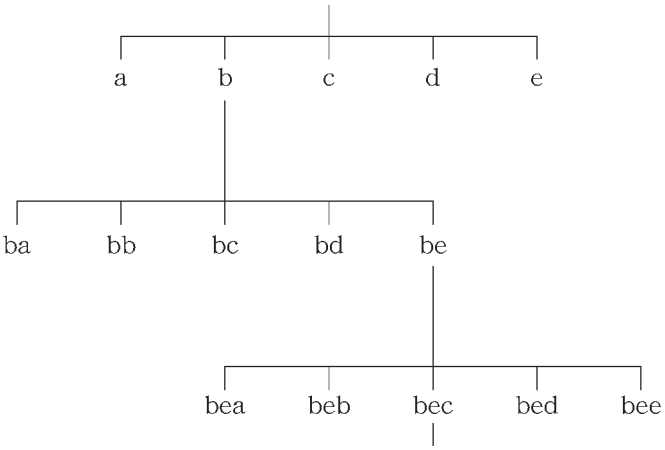

歴史の展開が以上のようなものであるとすれば、勝てば官軍の論理に従って、現実に生起した事件史を決定論的に追うのではなく、その時点時点での選択の可能性を視野に入れて、分析を行っていかなければならないことになるであろう。たとえば、aの選択の可能性はありえたのか、bbという選択がなされなかった理由はどこにあるのかが、資料的にも十分に吟味されてはじめて実際に行われた選択の意味がよく理解される。またそれだけでなく、こういう選択の連鎖と非選択のくりかえしの中から、より豊かな法則性の発見が可能になる。これらの試みは実際の社会科学的歴史分析の中ではげんに行われていることが多いが、それは十分理論的に意識化されておらず、それゆえにまた、選択肢に関する具体的分析がすすめられない、という

欠陥をもっている。権威的決定と社会の底辺からそれに至るまでの人間の営みを、プロセスとして分析することを主たる目的とする政治学においては、早くから政治は『可能性の技術』であることが認められているが、それだけにこのような視角を理論化し、意識化するための歴史政治学の役割は少なくないものと思われる。〔アルファベット文字縦書き原文ママ〕[19]」

ここにおいて画期的なのは、「選択行為の成功と失敗の経験の中から法則性を見出し、より正確な現実の理解を試みるとともに、また将来の行動への指針をもよみとろう」というように、経験的なオルターナティヴから法則性を見出し、これを理論化し、歴史的教訓を導き出すことが明示されている点である。これは単にオルターナティヴ論が歴史解釈だけでなく、一般理論として帰納化でき、かつ現代政治分析にも応用できる可能性を示唆しており、興味深い。また、オルターナティヴ論を可能性の問題として捉えることによって、「可能性の技術」としての政治をより理論的に捉える視角を提示しており、可能性の政治学を考える際に、きわめて有益な視角を提示している。しかも、本書の意義は、可能性だけでなく、実際には選択されなかった選択肢を分析することによって、その理由を資料的に吟味することによって、実際に行われた選択の歴史的意味を捉える意義を指摘しており、選択肢の歴史分析の意義を明示した点である。

本書におけるオルターナティヴ論の意義は上記のとおりであるが、ここでの課題は、そこでの選択肢が当時実際に存在し、意識されていたのか、ないしは後世の歴史家が後知恵的に見出し、単純なイフ（仮定）として提示したものなのかが依然として曖昧な点である。この点について、篠原氏は、最近の著書『歴史政治学とデモクラシー』において明示的に答えるに至っている。以下では、篠原氏のオルターナティヴ論の現段階における見解について紹介することにしよう。

篠原氏は、以前オルターナティヴ論に依拠して書いた自身の論文について「あとがき」において以下のように説明し

ている。

「さらに、この論文で試みた問題の一つは、いわばオルタナティブ史観とでもいうべきものに関することであり、歴史を勝てば官軍としてとらえるのではなく、ある歴史的地点においては、いくつかの選択肢があり、実際に実現されなかったにしても、その選択の可能性を追求することによって、歴史の岐路を明らかにすることができると考える。一般には現在の研究でもほとんど注目されていないことであるが、民主的青年運動と共和国の政党との連携と、それによる共和国におけるリベラルとデモクラートの強化という試みは、本文にあるように、やや後ればせながらではあるが危機のさ中で行われ、ここでもシュトレーゼマンが中心になっていた。彼はその死の直前にこのことの重要さをいっそうはっきり意識するようになったが、十分に熟さず、成功に至らなかったというのが私の見解である。

〔中略〕

他方、『青年ドイツ団』や、『一九二九年戦線』『二月クラブ』とシュトレーゼマンとの関係という問題は、マイナーな事象としてほとんど取り上げられていない。〔中略〕このような問題はおそらくオルタナティブ史観の立場に立たないと出てこないのであろう。

〔中略〕シュトレーゼマンの子息のメモワールによると、彼はラインラントの撤兵まで外相にとどまり、二年間エジプトで療養し、再び政治に復帰する計画であったという。たしかに、シュトレーゼマンは死亡のときまだ五一歳であり、アデナウアーより二歳若かった。そこで彼がもし〔傍点原文ママ〕生きていたらという推測がよくなされることになるが、さきにのべた歴史学者ライトも、たとえ彼が活躍できたとしても、ミュラー大連合内閣の崩壊を防ぐことはできなかったであろうし、またクルチュウスに代わってブリューニング内閣の外相となったとしても、事態はより好転したであろうが、ヨーロッパの緊張を止めることはできなかったであろうと述べている。しかし彼が一九三二年の春ヒンデンブルクに代って大統領になっていたら、ドイツとヨーロッパ史の運命は大分変っていたはずだという。

たしかにイフを持ち込むことによって歴史は面白くなり、またその仮説はそれなりに説得力があるが、私がここでのべた可能性論はイフではなく、げんにシュトレーゼマンが努力しながら実現されなかった事実を検証し、またそれによってシュトレーゼマンの思考変化の過程をも明らかにしようとするものであって、けっして単純なイフの問題ではない。〔傍点引用者〕[20]」

以上のように、篠原氏は、後知恵的な単純なイフ（仮定）とオルターナティヴ論での選択肢とを明確に区別している。つまり、「努力しながら実現されなかった事実」としての選択肢と事実としてはそもそも存在しなかった選択肢、すなわちイフとが明示的に区別されているのである。これによって、オルターナティヴ論と単純なイフとの区別が可能になった点は、理論上、大きな画期であるといえる。ついにオルターナティヴ論は、単純なイフの問題から解放され、歴史研究のための理論として確立し得たといえよう。

以下では、こうした篠原氏のオルターナティヴ論に基づいた研究とそれをめぐる議論について紹介することにしよう。それらを考察することによって、オルターナティヴ論による歴史解釈の意義と問題点がより明確になると考えられるからである。

二　オルターナティヴ論による歴史解釈をめぐる諸問題

ブラッハーのヴァイマル共和国崩壊の三段階説に依拠しつつ、篠原氏のオルターナティヴ論を政治過程の歴史分析に適用した研究が、平島氏の『ワイマール共和国の崩壊』であろう。[21] この研究は、既に述べたように、ヴァイマル共和国の崩壊が決して必然的なものではなく、ブリューニング内閣期においても民主制の回復がなおも可能であり（「再均衡」）、そのための選択肢が開かれていたことを実証しようとしたものである。そこでは、一九三一年六月を契機に民主

制の回復（「再均衡」）が不可能となったと主張している。彼はこの点について以下のように述べている。

「第二に、本書もブラッハーと同じく、崩壊の歴史的過程が決して必然的なものではなく、他の選択肢を許す開かれたものであった、とする立場をとる。但し、本書は、その度合が崩壊の段階によって異なるものとする。つまり、『権力喪失』段階では、民主制の実体を救う（再均衡）可能性が存在するが、この可能性が生かされず、民主制の回復がほぼ不可能となる段階が『権力真空』である。他方、権力喪失段階での、民主制再均衡の試みは、体制安定期における危機管理とは異なり、体制の制度機構面において一定の変更をも伴う程の徹底さが要求される。[22]」

こうした問題視角に基づいて、民主制の回復（「再均衡」）の具体的な選択肢として平島氏は以下の二つを挙げている。

「権力喪失過程の分析にとって第二に重要な点は、時機（タイミング）の問題である。ある決定的な時機を境目として、体制は権力喪失期から真空期へと移行するが、この移行が政治主体の全てによって認識されるとは限らない。〔中略〕共和国は終にその正統性を確立できず、また恐慌によって激化した危機の連鎖の中では、体制派を結集することは極めて困難となった。しかし、共和国擁護を掲げて戦列を形成することが不可能であったのではない。広い範囲の主体に共通の危機意識を抱かせる政治的事件――三〇年九月総選挙、三一年六月危機――が結集政策にとっての絶好の時機であった。このとき、再均衡に向けて第一歩が踏み出されるか否かは、何よりもブリューニングの決定行為にかかっていた。

以上のように問題が設定されるとき、権力喪失から真空へと危機が昂進するか、貴重な時機が生かされて再均衡が達成されるかは、ブリューニングの政治指導の質と強く結びついていたことが理解されよう。山積する諸問題の中から解決可能なものを腑分けし、政府の実効性を高めるものを果断にとりあげ、そして積極的象徴を操作して政府支持戦列を編み出していくこと、これらの課題を正しく認識して解決する資質がブリューニングに求められていたのであ

る。共和国は決して必然性の鉄鎖に繋がれてはいなかったのであり、それがいかに細く険しくとも、共和国をナチスの権力掌握から救い出す道は確かに存在したのである。[23]」

このように平島氏は、ヴァイマル共和国の救済の可能性を一九三〇年九月選挙並びに一九三一年六月危機に見出している。そこにおいて、民主制の「再均衡」のための共和国支持勢力の結集の可能性を見出すのである。こうした民主制の回復の機会を逸した共和国は以後「権力喪失」から「真空」段階へと突入し、共和国の崩壊は不可避となったという。

「六月危機に直面して見せた、様々な政治主体の動揺は、共和国の権力喪失の過程を逆転させる好機として現われた。ブリューニングが、自己の置かれた権力布置状況を察知し、ここで共和国支持勢力の結節点として自己規定を改めていたならば、共和国の再均衡は可能だったにちがいない。しかし、ブリューニングがこの絶好のチャンスを生かさず、従来の政治方針を墨守したことによって、共和国は権力喪失段階を踏み越え、その真空段階へと突入するのであった。

〔中略〕

しかし将来への展望を喪失したのは、これら共和国支持勢力だけではない。議会を一方の支点として、大統領権力との均衡の上に政権を運営してきたブリューニングもまた、時局打開の可能性を失うのである。ブリューニングがこれ以降、完全に硬直した戦術をもって、他の選択肢を顧みず、旧来の政策目標に固執したのは、彼の判断だけにもとづくだけではなかった。正に権力の配置上、そうする他なかったからである。[24]」

以上のように平島氏はオルターナティヴ論に依拠してヴァイマル共和国崩壊回避の可能性の問題を論じており、その民主制の回復の可能性（「再均衡」）が一九三〇年九月と一九三一年六月に存在したと主張している点が特徴である。これに対して、三宅立氏がオルターナティヴ論に依拠した本研究の問題点を的確に指摘している。それ故、以下では、三

宅氏の主張を紹介することにしよう。

三宅氏は、『現代史研究』誌上において、平島氏の『ワイマール共和国の崩壊』について書評を行っている。[25] そこにおいて、平島氏のオルターナティヴ論に基づく以下の主張に対して的確な批評を行っている。まずは平島氏の主張を紹介しよう。

「もし、選挙結果の衝撃がさめやらぬこの九月一五日においてブラウンが積極的にライヒSPD〔ドイツ社会民主党〕に働きかけて政権参加を促し、ブリューニングが断固としてこれを支持していたならば、強力な民主勢力の防波堤が築かれていただろう。ナチス、DNVP〔ドイツ国家国民党〕とKPD〔ドイツ共産党〕の左右の急進主義に拮抗する、国防軍と治安警察とが秩序回復の手段として、ライヒ政府の手中に収められていたであろう。ブラウンの民主的政治家としての幅広い声望は、ブリューニング政府が議会外勢力――重工業界、農業界、大統領、国防軍――に対して、威信を高めるに力あったことは想像に難くない。しかしながら、ブリューニング、ブラウン両者ともにこのような大連合実現への動きを一切見せずに終るのであった。〔傍点及び括弧内引用者〕[26]」

「しかもブリューニング自身、大統領個人への懐疑的評価を深めつつあったから、彼が大統領への忠誠を絶対化せず、SPDとの提携を既成事実として大統領に迫ることも、不可能ではなかったにちがいない。状況は、選挙直後極めて流動的であった。彼が柔軟な確信的民主主義者であったならば、国防軍、経済界、プロイセン政府等の反応を機敏に捉え、ブラウンとの提携を実現していただろう。有力な政治主体間での、対ナチス脅威感が最高位に達した、この選挙後の好機（九月二五日まで）を生かさなかった責任は解散決定責任よりも一層重い。〔傍点引用者〕[27]」

「当時の論調をみると、選挙の翌日の一五日から大連合復活への具体的行動が期待されながらも、二五日、ヒトラーが合法性の宣誓をするに及び、〔中略〕大連合復活に関する報道は潜めてしまう。従ってブリューニングが行動を起こすべき好機は、一五日から始まる週にあった、といえよう。なお、ブラウン入閣の実現に関して一つの鍵が大統領[28]

にあったことは疑いない。ドルパーレンは、ヒンデンブルクの反ＳＰＤは決定的であったから入閣実現はありえなかった、としているが、ドルパーレンのあげる資料は、いずれも一四日以前と二五日以降のものである。〔中略〕ブリューニングが自主性をもってこの時期に、大連合の復活を大統領に迫っていたならば、大統領の承諾を得ることも不可能ではなかったろう。〔傍点引用者〕[29]」

こうした平島氏が主張する民主制の回復のためのチャンスとしての一九三〇年九月選挙以降の共和国支持勢力結集の可能性に対するブリューニングの不作為について、三宅氏はライヒ内閣官房長官ピュンダー（Hermann Pünder）の史料[30]を引用しながら以下のように批評している。

「〔前略〕一六日のメモの同日午前の閣議に関連する部分での〈改革プログラムの実現をＳＰＤの政権参加によって確保することは不可能であり、現政権がＳＰＤのザハリヒな協力を求める〉（Pünder, *op.cit.*, S.60）へ（ママ）というものであった。九月一四日のメモの中の『ヒンデンブルクは内閣の退陣を望まず、大連合も望まない』という一節（*ibid.*, S.59）は、その前日の一三日に大統領官房長官マイスナーと話し合ったさいマイスナーからピュンダーに伝えられたものと考えられるが、一五日昼近くに行なわれた大統領・宰相会談でも同一の意向がヒンデンブルク自身の口からブリューニングに表明された―と推定する―ことによって初めて、一六日のメモでの『不可能』（nicht möglich）という断定への変化も理解可能となるのではなかろうか。〔中略〕また、ブリューニングは、その回顧録の中で、選挙後、経済界を含む多くの人々から『社会民主党との堅固な連合』を求められたが、『そんなことは、私にとっては、大統領の態度からしてそもそも全く不可能であったし、また、右翼反対派の進出に照らして、将来にとって危険でもあるように思われた。』と記しているが（Heinrich Brüning, *Memoiren 1918–1934*, Stuttgart 1970, S.187.三輪晴啓・今村晋一郎・佐瀬昌盛訳『ブリューニング回顧録』上、ぺりかん社、一九七四年、二一七頁、一部改訳）[31]、そうした『大統領の態度』が一五日の会談で（も）ブリューニングに示されたことは、ほとんど疑いえないところであろう。

〔傍点引用者〕[32]」

この三宅氏の指摘は、ヒンデンブルクの反ＳＰＤの態度は決定的だったからＳＰＤの入閣実現はありえないとするドルパーレンの主張を支持するものであり、オルターナティヴ論の歴史分析への適用の問題を考える際に、とりわけ重要である。九月一五日以降もヒンデンブルク大統領によってＳＰＤとの大連合といった選択肢が拒否されている以上、ＳＰＤとの大連合といった選択肢は、当時（九月一五日から二五日まで）のブリューニングにはそもそも開かれていなかったということになる。これは後知恵的な選択肢で、単なるイフに過ぎないということになる。

さらに平島氏のブリューニングに対するイフについての三宅氏の批評も重要である。三宅氏はいう。

「ここで私も、本書にならって一つの“if”を提出してみたい。すなわち、もしナチスの躍進がブリューニングに深い衝撃を与え、彼を議会制民主主義の再評価へと促したならば、と。この“if”は、もし彼が『確信的民主主義者』であったならばという“if”と比較すればより現実的であるだけでなく―彼がもしそうであったならば、彼はそもそも大統領内閣の首班としてヒンデンブルクにより選択されることもなかったのではなかろうか―、ブリューニングがナチスの躍進をどう受け止めたのか、またそのことがＳＰＤとの連合の問題への彼の態度にどのようにかかわっていたのかという問いかけをより切実に提起するものであるように思われる。それはいずれにせよ、こうして、本書の提起した“if”と『他の選択肢』（４〔頁〕）の『可能性』の問題は、ヴァイマル共和国崩壊の歴史への新しい問いかけを促し続けることとなるのである。〔傍点及び括弧内引用者〕[33]」

三宅氏が主張するように、平島氏はもともと歴史的に「確信的民主主義者」ではなかったブリューニングに対して、「柔軟な確信的民主主義者」であったならば、という願望ないしは非歴史的な「ないものねだり」をしており、それを判断基準としてブリューニングの不作為を歴史的に断罪しているのである。この平島氏の主張は、まさにそもそも歴史的に開かれていなかった選択肢ないしは選択の可能性を歴史上の人物に求めるものであり、単純なイフに過ぎないこと

になる。

以上のように平島氏のオルターナティヴ論に基づく歴史分析における問題点は、そもそも歴史上存在しないないしは開かれていない選択肢について議論していることにあるといえよう。既に記したように、オルターナティヴ論と単純なイフとを分ける重要なポイントは、その選択肢が歴史上存在していたか否かである。平島氏の場合、歴史上存在していないないしは開かれていない選択肢が設定され、そこに共和国の救済の可能性が見出されているが、[34] これは単純なイフにすぎず、オルターナティヴ論での選択肢とは根本的に異なるといえよう。

平島氏の議論に関連して、山口定氏からもオルターナティヴ論による歴史分析についての批評がなされている。以下ではこれを紹介しよう。

山口氏は、そもそもヴァイマル共和国の構造的制約を強調し、秘密再軍備問題とSPDとの関係から共和国崩壊の必然論を展開しており、[35] 平島氏とは対極をなしている。その点を踏まえたうえで、山口氏は以下のように述べている。

「著者自身は、ボルヒャルト[36]などとはおそらく対極をなす研究上のスタンスからワイマール共和国における構造的制約を強調し、共和国崩壊必然論を主として再軍備問題と当時のドイツ社会の権力構造という側面から展開し、単なる議会政治の分析枠組みへと矮小化された、いわゆる政治過程論的分析に対しては、その限定性を強調しているつもりである。しかし、それにもかかわらず著者は、体制崩壊を回避する可能性の追求という観点から崩壊過程についての精密な政治過程論的分析をおこなうこと自体は極めて有意義であると考えている。一般に『政治的危機の中にこそ胚胎する政治的潮流の転換のチャンス』（平島、二九〇頁）を追求することは、政治的行為として極めて意義のあることであり、また、そうした視角を歴史研究に持ち込むことは、そこから様々な『歴史の教訓』を引き出し、政治分析の理論枠組を洗練することに役立ち、研究者の想像力を鋭くかつ豊かにするものであるからである。ただ、歴史分析の中でそうした枠組や感覚を磨くことと、実際の歴史そのものの説明とは区別されるべきものなのではないか、とい

うのが、著者の現在の心境である。〔傍点引用者〕[37]」

ここで興味深いのは、オルターナティヴ論を用いて歴史分析を行うことの意義について山口氏が的確に言及している点である。すなわちオルターナティヴ論の意義としてさまざまな「歴史の教訓」を引き出し、政治分析の理論枠組みを洗練し、研究者の想像力を鋭くかつ豊かにするものとして指摘していることである。それに対して、実際の歴史そのものの説明との峻別をも主張しており、これらはオルターナティヴ論の意義と問題点を的確に述べているように思われる。

そこで以下では、こうしたオルターナティヴ論による歴史分析をめぐる諸議論を手掛かりに、オルターナティヴ論のさらなる精緻化を行いたい。とりわけ政治史研究、具体的には政治過程の歴史分析へのオルターナティヴ論の適用という観点から検討していきたい。

三　オルターナティヴ論とヴァイマル共和国救済の選択肢

以上の諸議論を踏まえたうえで、オルターナティヴ論を政治史研究、とりわけ政治過程の歴史分析に適用した場合、そこでのオルターナティヴ論とは、政策決定過程においてアクターが実際に政策実現に向けて構想しながらも結果的に実現（選択）されなかった選択肢を歴史的に検証するものであるということができよう。ここで重要なのは、選択肢があくまでもアクターによって実際に考慮され、その実現化に向けて追求されており、歴史的事実として存在するということである。単なるイフや願望は、歴史的事実として存在していない選択肢を後知恵的に設定し、それをめぐってあれこれと議論することである。これこそは、まさに従来から言われているところの歴史にイフを持ち込むことであり、いわば非歴史的な「ないものねだり」である。それ故、オルターナティヴ論が歴史研究として成立するための条件として

は、選択肢が歴史的事実として存在していることが必要不可欠となろう。そこで、このオルターナティヴ論を政治過程分析に適用したうえで、さらに理論的に展開してみることにしよう。

オルターナティヴ論を政治過程分析に適用する際に、まず重要な分析対象となるのは、政策とアクター、特に政策決定者である。そこでは、政策決定者が政策を決定する段階において、その時点においていかなる政策の選択肢が実際に開かれていたのかを、歴史的に実証したうえで、検討しなければならない。その際、オルターナティヴ論は政策分析と歴史分析とに分類することができる。まず政策分析として問題となるのが、政策の選択肢がいかなる意図のもとで政策決定者によって追求されていたかという点であり、かつその中でいかなる選択肢がある政策目的ないしは政策課題からみて最も合理的ないしは最も適合的であったかということである。次に歴史分析として問題となるのは、果たしてその選択肢が実際に実現ないしは選択される可能性がどの程度あったのか、という点である。こうしたオルターナティヴ論は、理念的には以下のような政策分析としての①理論的オルターナティヴと、歴史分析としての②現実的オルターナティヴの二類型に分けることができる。そこで、これらオルターナティヴ論の二類型とその定義を示すとおおよそ次のようになる。

① 理論的オルターナティヴ

理論的オルターナティヴとは、幾つか実際に歴史的に確認できる選択肢について、その実現（選択）可能性についてはとりあえず不問にして、専ら政治的な目的ないしは課題に対する選択肢の合理性ないしは適合性について検証するものである。例えば、ある政策目的ないしは政策課題からみて、当時実際に確認できる選択肢が果たして合理的ないしは適合的であったのか、その際、選択肢の中でどれが最も合理的ないしは最も適合的な政策であったかを問う場合が理論的オルターナティヴにあたる。それ故、理論的オルターナティヴは、歴史そのものを説明するための分析道具というよりも、そこから歴史的な教訓を引き出し、今後の政策などに応用する場合に役立つといえる。

② 現実的オルターナティヴ

現実的オルターナティヴとは、幾つか実際に歴史的に確認できる選択肢について、その実現（選択）可能性について検証するものといえる。すなわち、その選択肢が当時の状況や構造などから判断して果たして本当に実現（選択）できたのか、ないしはどの程度実現（選択）可能であったのかを問う場合が現実的オルターナティヴにあたる。それ故、現実的オルターナティヴは、歴史的教訓を引き出し、今後の政策などに応用するための分析道具というよりも、専ら歴史的な実現（選択）可能性の是非やその程度について議論する場合に有効であるといえる。

以上のようにオルターナティヴ論を、①理論的オルターナティヴと②現実的オルターナティヴの二つに分けて考察してみると、従来、政策決定過程における政策の選択肢を歴史的に問題にした際に、両者が必ずしも区別されることなく、混同されてきたことが明らかになってくる。すなわち、ある政治過程における選択肢を歴史的に検討する際に、それが合理的・適合的な選択肢なのか、ないしはどれが最も合理的・適合的な選択肢であったのかを問題にするのか、それとも、それが果たして実現（選択）可能なものであったのか、ないしはどの程度実現（選択）可能で、どれが最も実現（選択）可能なものであったのかを問題にするのかが十分区別されてこなかったといえる。

さらに注意しなければならないのは、政策決定過程における選択肢の中には、ある政策目的ないしは政策課題からみて合理性・適合性がない、いわば非合理・不適合な選択肢も存在するということである。例えば、ヴァイマル共和国の崩壊期に次期首相の決定過程においてたびたび浮上したヒトラーの首相指名という選択肢は、議会主義的統治様式の回復という観点からみて、非合理・不適合な選択肢ということになる。ヴァイマル議会主義の打倒を主張するヒトラーの首相指名に議会主義的統治様式の回復を求めるのは、まさに「ないものねだり」ということになる。また、選択肢の中には、実現（選択）可能性が全くないものもあり得る。この場合、歴史的には実現（選択）不可能な選択肢ということになる。しかも選択肢の中で合理性・適合性が高かったものが、必ずしも実現（選択）可能性が高いとは限らない。逆

表１　オルターナティヴ論による選択肢のマトリックス

	実現（選択）可能性高い	実現（選択）可能性低い	実現（選択）可能性なし（不可能）
合理性・適合性高い	A	B	X_1
合理性・適合性低い	C	D	X_2
合理性・適合性なし（非合理・不適合）	X_3	X_4	X_5

Aは、合理性・適合性が高く、かつ実現（選択）可能性が高い選択肢
Bは、合理性・適合性は高いが、実現（選択）可能性が低い選択肢
Cは、実現（選択）可能性は高いが、合理性・適合性が低い選択肢
Dは、実現（選択）可能性が低く、かつ合理性・適合性が低い選択肢
$X_{1\text{-}5}$は、合理性・適合性なし（非合理・不適合）ないしは実現（選択）可能性なし（不可能）の選択肢

に実現（選択）可能性が高い選択肢が、必ずしも合理性・適合性が高いとは限らない。

それ故、オルターナティヴ論を実際に政治史分析に適用する際には、①理論的オルターナティヴと②現実的オルターナティヴを組み合わせて分析し、評価することが有益となる。その場合、非合理・不適合ないしは非現実的な議論を避けるためにも、合理性・適合性のある、しかも実現（選択）可能性のある選択肢のみがオルターナティヴ論による政治史分析の有益な対象となる。

以上の点をマトリックスとして示すと表１のようになろう。

それでは、表１のマトリックスを、まずは先に紹介した「図１―１家系図としての歴史」（「一　篠原一氏のオルターナティヴ論」参照）に適用してみよう。その場合、実際に選択されなかったオルターナティヴであるａ、ｃ、ｄ、ｅが、合理性・適合性及び実現（選択）可能性を判断基準として分類されることになる。例えばａの場合、まずこの選択肢が歴史的に存在したことを確認したうえで、ａが仮に合理性・適合性が高く、かつ実現（選択）可能性が高ければ、Ａに分類することができる。この場合、歴史的にかなり有望な政策上の選択肢であったと評価される。ａが仮に合理性・適合性がないならば、実現（選択）可能性が高くても、X_3に分類されることになる。同じ要領でオルターナティヴｃ、ｄ、ｅもまた、Ａ、Ｂ、

C、D、$X_{1\sim5}$のいずれかに分類されることになる。同じように、ba、bb、bc、bd並びにbea、beb、bed、beeも表1のマトリックス上に位置づけられ、分類される。そうすることによって、選択肢を政策目的・政策課題の合理性・適合性及び政策の実現（選択）可能性を判断基準として分類でき、選択肢の合理性・適合性及び実現（選択）可能性の有無や程度に着目して、それぞれ明確に整理することができるといえる。しかも、例えば選択肢a、c、dが仮に同じ表1のAに分類される場合、どの選択肢が最も合理性・適合性が高いか、ないしは最も実現（選択）可能性が高いかを基準に、さらなる分類が可能となる。

そこで以上の適用事例を踏まえたうえで、具体的に表1のマトリックスを用いて、政治過程の歴史分析を行ってみることにしよう。ここでは、まずはヴァイマル共和国の崩壊期における選択肢の一つであるシュライヒャーの国家非常事態計画を具体的に取り上げてみよう。以下みるように、これまでの国家非常事態計画をめぐる議論がある程度明確に整理されてくる。

それでは、シュライヒャーの国家非常事態計画を表1のマトリックスに分類するとどのようになるであろうか。この選択肢の合理性・適合性を判断する際に、いかなる政策目的ないしは政策課題を判断基準として設定するかが、ここでは重要となる。最初に議会主義的統治様式の回復を政策目的ないしは政策課題として設定した場合、このシュライヒャーの国家非常事態計画は、X_4に位置づけることができる。というのは、議会主義的統治様式の回復という観点からみた場合、シュライヒャーの国家非常事態計画は、まさに彼が当時君主制（ドイツ帝政）の復活及び職能身分制議会の新設を目指していた[38]ことから、ヴァイマル共和国の議会主義的統治様式の回復という目的ないしは課題という点からみて、非合理・不適合と判断できるからである。さらに、この計画自体は存在していたとしても、ヒンデンブルク大統領が「内戦」勃発の懸念から反対しており[39]、その実現（選択）可能性は低かったと判断できるからである。他方、政策目的ないしは政策課題をヒトラーの政権掌握阻止に置いた場合、シュライヒャーの国家非常事態計画は、Bに位置づける

ことができる。というのは、ヒトラーの政権掌握阻止という観点からみた場合、シュライヒャーの国家非常事態計画は、たとえ君主制の復活及び職能身分制議会の新設を目指しており、「軍事独裁」政府樹立に至ったとしても、ヒトラーの政権掌握の阻止という目的ないしは課題という点からみて合理性・適合性は高いと判断できるからである。シュライヒャーの国家非常事態計画をめぐる評価は、まさに政策課題ないしは政策目的を議会主義的統治様式の回復に置くか、ヒトラーの政権掌握阻止に置くかによって、表1のマトリックスにおいてX_4とBに明確に分かれることがわかる。

次にシュミットらの「破壊的不信任決議」の不承認案を検討してみよう。この案によると、ライヒ議会は、議員の過半数をもって首相の後任を選出し、首相を罷免すべきことを要請することによってのみ、首相に不信任を表明できるとされる。それ故、当時のライヒ議会のように後任の首相選出を伴わない不信任決議は「建設的」ではなく、「破壊的」であり、承認する必要はないというものである。[40] この選択肢は、議会主義的統治様式の回復という観点からすれば、Bに分類できると考えられる。すなわち、この選択肢は、議会主義的統治様式の回復という点では合理性・適合性は極めて高いが、シュライヒャー自体が、この不承認案を検討しつつも、この選択肢に対してはかなり消極的であり、その実現（選択）可能性は極めて低いといえる。[41] 他方、ヒトラーの政権掌握阻止という観点からしても、この選択肢は合理性・適合性は高く、同様にBに分類できるといえる。

また、パーペン-フーゲンベルク闘争内閣という選択肢は、議会主義的統治様式の回復という観点からみて、X_4に分類できよう。というのは、反議会主義者らによる国家非常事態計画であるこの選択肢は、議会主義的統治様式の回復という観点から判断すると非合理・不適合であるからであり、ヒトラー内閣直前まで確かに存在し、追求されたものの、そもそもヒンデンブルクがこの闘争内閣を望んではおらず、[42] 実現（選択）可能性は極めて低かったと判断できる。他方、ヒトラーの政権掌握阻止という観点からすれば、この選択肢はBに分類することができる。すなわち、パーペン-フーゲンベルク闘争内閣は、確かにヴァイマル共和国の打倒を意図としているものの、ヒトラーの政権掌握阻止という

観点からすれば合理性・適合性が高いと判断できるからである。

ヒトラー内閣成立前夜においては、議会主義的統治様式の回復という観点からすれば、Aの選択肢は存在しなかった。すなわち、ヴァイマル共和国の議会主義的統治様式を回復させるための合理性・適合性の高いかつ実現（選択）可能性の高い選択肢は存在しなかったといえよう。続いて議会主義的統治様式の回復という観点からBに分類できる選択肢は、「破壊的不信任決議」の不承認案だけであったと評価できよう。さらにCやDに分類できる選択肢は確認できず、X_4に分類できる選択肢が、シュライヒャーの国家非常事態計画とパーペン-フーゲンベルク闘争内閣であったということができよう。以上から、「権力真空」段階（シュライヒャー内閣期）においては、議会主義的統治様式の回復は全く不可能というわけではなかったにしても、その可能性は極めて低かったと評価できよう。

従来、ヴァイマル共和国救済の選択肢をめぐる一連の議論が示すように、政治過程における政策上の選択肢をめぐって、オルターナティヴ論の二つの側面、すなわち理論的オルターナティヴと現実的オルターナティヴとが必ずしも明確には区別されずに議論されてきた。しかも表1のマトリックスでのA、B、C、D、$X_{1\sim5}$の分類が意識されずに未整理のまま議論され、さらには理論的オルターナティヴでの政策目的・政策課題が論者によって異なって設定されて評価されてきた。それ故に、議論において混乱が生じていたといえる。そればかりか、歴史的に存在しない選択肢を問題にする、いわゆる歴史に単純なイフを持ち込む非歴史的な「ないものなだり」とオルターナティヴ論もまた混同して論じられてきたのであった。

以上、詳細に検討し、整理分類してきたオルターナティヴ論は、ヴァイマル共和国救済の選択肢をめぐるこれまでの錯綜した議論状況を整理して、より生産的に政治過程における政策上の選択肢を歴史分析するための理論枠組みを提示しているといえよう。

おわりに

本論では、篠原氏のオルターナティヴ論を手掛かりに、この間生じたヴァイマル共和国救済の選択肢をめぐる諸議論をも踏まえたうえで、オルターナティヴ論による政治過程の歴史分析に適した分析枠組みについて検討を行ってきた。そこでは、まず、オルターナティヴ論とは、政策決定過程においてアクターが実際に政策実現に向けて構想しながらも結果的に実現（選択）されなかった選択肢を歴史的に検証するものであることを確認した。さらにオルターナティヴ論は、理論的オルターナティヴと現実的オルターナティヴとの二つに分類できることも確認した。前者は、実際に歴史的に確認できる選択肢について、専らその合理性ないしは適合性について検証するものである。後者は、実際に歴史的に確認できる選択肢について、その実現（選択）可能性について検証するものである。この二つを組み合わせたマトリックス（表1）は、本文で検討したように、実際に政治過程の歴史分析にも十分に適用可能であることが確認できた。

事実、このマトリックス（表1）でヴァイマル共和国救済の選択肢を分類すると、この間の錯綜した議論状況が比較的明確に整理でき、このマトリックスは政治過程における政策上の選択肢をより生産的に歴史分析するための分析枠組みを提示しているといえる。今後、こうした分析枠組みによるオルターナティヴ論の歴史分析への適用と理論へのそのフィードバックによる一層の精緻化が課題となろう。とりわけ現実的オルターナティヴに時間軸、すなわち時機（タイミング）の要素を組み入れて論じる必要があり、この点については今後の課題としたい。

（1）ここでは、以下の代表的な研究書を挙げるにとどめる。Abraham, David: The Collapse of the Weimar Republic. Political Economy and Crisis, Princeton 1981; Beck, Hermann: The Fateful Alliance. German Conservatives and Nazis in 1933: The Machtergreifung in a New Light, New York/ Oxford 2008; Blasius, Dirk: Weimars Ende. Bürgerkrieg und Politik 1930–1933,

Göttingen 2005; Bracher, Karl Dietrich: Die Auflösung der Weimarer Republik. Eine Studie zum Problem des Machtverfalls in der Demokratie, Stuttgart/ Düsseldorf 1955; Broszat, Martin: Die Machtergreifung. Der Aufstieg der NSDAP und die Zerstörung der Weimarer Republik, 3.Auflage, München 1990; Föllmer, Moritz/ Rüdiger Graf (Hg.): Die »Krise« der Weimarer Republik. Zur Kritik eines Deutungsmusters, Frankfurt/ Main 2005; Huber, Ernst Rudolf: Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. VII: Ausbau, Schutz und Untergang der Weimarer Republik, Stuttgart/ Berlin/ Köln/ Mainz 1984; Turner, Henry Ashby jr.: German Big Business and the Rise of Hitler, New York/ Oxford 1985; Ders.: Hitlers Weg zur Macht. Der Januar 1933. Aus dem Amerikanischen von Enrico Heinemann/ Thomas Pfeiffer, München 1997; Neebe, Reinhard, Großindustrie, Staat und NSDAP 1930–1933. Paul Silverberg und der Reichsverband der Deutschen Industrie in der Krise der Weimarer Republik, Göttingen 1981; Hentschel, Volker: Weimars letzte Monate. Hitler und der Untergang der Republik, Düsseldorf 1978; Mommsen, Hans/ Dietmar Petzina/ Bernd Weisbrod (Hg.): Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik: Verhandlungen des Internationalen Symposiums in Bochum vom 12.–17.Juni 1973, Düsseldorf 1974; Winkler, Heinrich August (Hg.): Die deutsche Staatskrise 1930–1933. Handlungsspielräume und Alternativen, München 1992; Ders.: (Hg.): Weimar im Widerstreit. Deutungen der ersten deutschen Republik im geteilten Deutschland. München 2002; Ders.: Weimar 1918–1933. Die Geschichte der ersten Deutschen Demokratie, München 1993; Wirsching, Andreas (Hg.): Herausforderungen der parlamentarischen Demokratie. Die Weimarer Republik im europäischen Vergleich, München 2007; Ders.(Hg.): Das Jahr 1933. Die nationalsozialistische Machteroberung und die deutsche Gesellschaft, Göttingen 2009. ヒーリッヒ・アイク、救仁郷繁訳『ワイマル共和国史Ⅳ一九三一～一九三三』ぺりかん社、一九八九年、栗原優『ナチズム体制の成立―ワイマル共和国の崩壊と経済界―』ミネルヴァ書房、一九八一年（一九九七年、新装版）、ジェフリ・ブリダム、垂水節子・豊永泰子訳『ヒトラー権力への道―ナチズムとバイエルン一九二三―一九三三年―』時事通信社、一九七五年、平島健司『ワイマール共和国の崩壊』東京大学出版会、一九九一年、デートレフ・ポイカート、小野清美・田村栄子・原田一美訳『ワイマル共和国―古典的近代の危機―』名古屋大学出版会、一九九三年、ハンス・モムゼン、関口宏道訳『ヴァイマール共和国史―民主主義の崩壊とナチスの台頭―』水声社、二〇〇一年、田村栄子・星乃治彦編『ヴァイマル共和国の光芒―ナチズムと近代の相克―』昭和堂、二〇〇七年、山口定『ヒトラーの抬頭―ワイマール・デモクラシーの悲劇―』朝日新聞社、一九九一年。

これらの研究テーマに関して、筆者も長年関心を抱き続けてきたが、より詳細な研究文献や研究動向については、以下の拙稿を参照されたい。熊野直樹「ヴァイマル末期におけるドイツ国家国民党―全国農村同盟との関係を中心に―」『現代史研究』第三八号、一九九二年、一～一六頁、同『ナチス一党支配体制成立史序説―フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐって―』法律文化

社、一九九六年、同「ヴァイマル共和制末期における地方の農民団体とナチス―テューリンゲン州を中心に―」『法政研究』第六六巻第三号、一九九九年、八九～一二六頁、同「ナチスの農村進出と農民―ヴァイマル共和制末期におけるテューリンゲン州を中心に―」『法政研究』第六七巻第二号、二〇〇〇年、三九～七九頁、同「統一戦線行動・『共産主義の危険』・ユンカー―ヴァイマル共和国末期におけるドイツ共産党の農村進出と農村同盟―」『法政研究』第七〇巻第二号、二〇〇三年、一～二二頁、同「バターとヒトラー内閣の成立」『学士会会報』第八五八号、二〇〇六年、一二七～一三二頁、同「共和国救済の最後の選択肢？―シュライヒャー内閣の国家非常事態計画再考―」田村・星乃編、前掲『ヴァイマル共和国の光芒』二八六～三一三頁、同「バター・マーガリン・満洲大豆―世界大恐慌期におけるドイツ通商政策の史的展開―」熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い／政治史からの問い』法律文化社、二〇〇九年、一四七～一七四頁。

(2) ブラッハー-コンツェ論争については、栗原、前掲『ナチズム体制の成立〈新装版〉』三七四～三七五頁、平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』一〇九～一一〇頁並びにKolb, Eberhard: Die Weimarer Republik, 6., überarbeitete und erweiterte Auflage, München 2002, S.229-233. 柴田敬二訳『ワイマール共和国史―研究の現状―』刀水書房、一九八七年、二五五頁を参照。Vgl. Conze, Werner: Die Krise des Parteienstaates in Deutschland 1929/ 30, in: Jasper, Gotthard (Hg.): Von Weimar zu Hitler 1930-1933, Köln/ Berlin 1968, S.27-57; Bracher, Karl Dietrich: Parteienstaat, Präsidialsystem, Notstand. Zum Problem der Weimarer Staatskrise, in: ebenda, S.58-71.

(3) ヴァイマル共和国の崩壊の過程は、ブラッハーによって、「権力喪失（Machtverlust）」（ブリューニング内閣期）、「権力真空（Machtvakuum）」（パーペン内閣及びシュライヒャー内閣期）、「権力掌握（Machtergreifung）」（ヒトラー内閣）の三段階に分けられたが、このヴァイマル共和国の崩壊の三段階説は、篠原一氏によって政治変動の段階論として理論化されている。そこでは、「安定（stability）」、「流動（lability）」、「権力喪失（loss of power）」、「権力真空（vacuum of power）」、「崩壊（breakdown）＝権力掌握」として五つの段階に分けられている。篠原氏によると、「権力喪失」期は必然的に政治体制の崩壊に至るのではなく、リーダーシップのいかんによって安定に回帰することは不可能ではないとされる。篠原一・永井陽之助編『現代政治学入門〈第二版〉』有斐閣、一九八四年、二二二～二二五頁。

(4) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』序章、とりわけ四頁並びに第二部序を参照。

(5) E・コルプ／W・ピタ、権左武志・福田宏訳「パーペン、シュライヒャー両内閣における国家非常事態計画」『思想』第九五九号、二〇〇四年、三〇～六一頁。

(6) 国家非常事態計画は、憲法学での国家緊急権や憲法障害の問題と密接に関わっているが、国家緊急権をめぐる憲法学における議論状況については、井上典之「国家緊急権―非常時の憲法と憲法規範の一時停止―」長谷部恭男編『〈岩波講座〉憲法6　憲法

と時間』岩波書店、二〇〇七年、一九一～二一四頁を参照。また、憲法障害については、コンラート・ヘッセ、初宿正典・赤坂幸一訳『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂、二〇〇六年、四四五～四四九頁を参照。ヴァイマル共和国末期におけるドイツ国法学の議論状況については、Grimm, Dieter: Verfassungserfüllung - Verfassungsbewahrung - Verfassungsauflösung. Positionen der Staatsrechtslehre in der Staatskrise der Weimarer Republik, in: Winkler (Hg.): Die deutsche Staatskrise, S.183-199.

(7) Winkler, Heinrich August: Der lange Weg nach Westen. Bd.I: Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik, 5.durchgesehene Auflage, München 2002. 後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道Ⅰドイツ近現代史一七八九-一九三三年』昭和堂、二〇〇八年。Pyta, Wolfram: Die Weimarer Republik, Opladen 2004. 小野清美『保守革命とナチズム―E・J・ユングの思想とワイマル末期の政治―』名古屋大学出版会、二〇〇四年、同「ワイマル共和国研究あるいは学問的議論の深化のために―田村・星乃編『ヴァイマル共和国の光芒』の幾つかの章によせて―」『SPRACHE UND KULTUR』第四〇号、二〇〇七年、九三～一一四頁、同「ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治」『ゲシヒテ』第一号、二〇〇八年、七～二六頁、権左武志「ワイマール共和国の崩壊とカール・シュミット―大統領内閣期のブレーン活動を中心として―」『思想』第九五九号、二〇〇四年、五～二九頁、同「第三帝国の創立と連邦制の問題―カール・シュミットはいかにして国家社会主義者となったか？―」『思想』第一〇五五号、二〇一二年、四一～六一頁、雀部幸隆『ウェーバーとワイマール―政治思想史的考察―』ミネルヴァ書房、二〇〇一年。

(8) Marcowitz, Reiner: Weimarer Republik 1929-1933, Darmstadt 2004.

(9) Pyta, Wolfram: Verfassungsumbau, Staatsnotstand und Querfront: Schleichers Versuche zur Fernhaltung Hitlers von der Reichskanzlerschaft August 1932 bis Januar 1933, in: Pyta, Wolfram/ Ludwig Richter (Hg.): Gestaltungskraft des Politischen. Festschrift für Eberhard Kolb, Berlin 1998, S.197.

(10) Winkler, Weimar 1918-1933, S.608f.

(11) Pyta, Wolfram/ Gabriel Seiberth: Die Staatskrise der Weimarer Republik im Spiegel des Tagebuchs von Carl Schmitt, in: Der Staat, Bd.38(1999), S.423-448, S.594-610; Pyta, Wolfram: Konstitutionelle Demokratie statt Monarchischer Restauration. Die verfassungspolitische Konzeption Schleichers in der Weimarer Republik, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, Jg. 47(1999), S.417-441.

(12) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢？」二九七頁、三〇七頁。Vgl. Turner, Hitlers Weg zur Macht, S.160f., 168.

(13) パーペン-フーゲンベルク闘争内閣構想については、熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢？」三〇一～三〇四頁を参照。

(14) 政治学におけるオルターナティヴ論（選択肢論）については、篠原氏の以下の叙述を参照。「さらに、政治は『可能性の技術』

であるから、政治学においてはつねにオルタナティヴが問題になる。歴史学者はイフが嫌いだが、ドイツ革命やワイマール共和国崩壊史研究では、あのドイツ歴史学界でも選択肢論が流行していることを忘れないでほしい。この点でも政治学は歴史学に一つの新しい風を吹き込むことができるであろう。それにそもそも、権力現象を欠いた歴史ほどいびつなものはない。」篠原一「思想の言葉・歴史政治学へのいざない」『思想』第七四六号、一九八六年、六七頁。

(15) 「歴史家系図論」という名称は、篠原氏によるものである。篠原一『ヨーロッパの政治［歴史政治学試論］』東京大学出版会、一九八六年、六頁註(1)参照。

(16) 「オルタナティブ史観」という名称もまた、篠原氏によるものである。篠原一『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店、二〇〇七年、三三一頁。

(17) 本論は、平成一八年度～平成一九年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号（一八五三〇〇九四）研究成果報告書（研究代表者熊野直樹、平成二〇年五月）の第Ⅰ部補論に大幅な加筆と修正を行ったうえで、新たに注釈を加えたものである。

(18) 篠原一『現代の政治力学―比較現代史的考察―』みすず書房、一九六二年、四二～四三頁。

(19) 篠原、前掲『ヨーロッパの政治』五～六頁。

(20) 篠原、前掲『歴史政治学とデモクラシー』三三一～三三三頁。

(21) より正確には、本研究は方法論的に、ブラッハーの三段階説と篠原氏のオルターナティヴ論（「歴史家系図論」）と政治変動の段階論に依拠したものといえる。

(22) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』四頁。

(23) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』一一三頁。

(24) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』三〇四頁。

(25) 三宅立「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』（東京大学出版会・一九九一年）」『現代史研究』第三七号、一九九一年、四八～五三頁。

(26) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』二一六～二一七頁。参照、三宅、前掲「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』」五〇～五一頁。

(27) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』二二〇～二二一頁。参照、三宅、前掲「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』」五一頁。

(28) ヒトラーの合法性の宣誓については、以下を参照されたい。熊野直樹「ナチ党の合法性問題とライヒ・テューリンゲン紛争」『法政研究』第七五巻第三号、二〇〇八年、四三～七五頁。

(29) 平島、前掲『ワイマール共和国の崩壊』二一七頁。参照、三宅、前掲「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』」五一頁。

(30) Pünder, Hermann: Politik in der Reichskanzlei. Aufzeichnungen aus den Jahren 1929-1932, herausgegeben von Thilo Vogelsang, Stuttgart 1961. なお、三宅氏が引用しているピュンダーの史料は、„Sonntag, den 14.September 1930“ (Ebenda, S. 58-59) 及び,,Dienstag, den 16.September 1930“ (Ebenda, S.59-60) の項である。

(31) 引用部分の原文での該当箇所は、以下の下線部である。„[...] sollte nun durch viele Persönlichkeiten, auch der Wirtschaft, in eine feste Koalition mit der SPD übergeleitet werden. Das war für mich bei der Einstellung des Reichspräsidenten schon an sich ganz unmöglich und schien mir, im Hinblick auf das Anwachsen der Rechtsopposition, auch für die Zukunft gefährlich.〔括弧内 [...] 及び下線部引用者〕“ Brüning, Heinrich: Memoiren 1918-1934, Stuttgart 1970, S.187. 三輪晴啓・今村晋一郎・佐瀬昌盛訳『ブリューニング回顧録　一九一八～三四年　上巻』ぺりかん社、一九七四年、二一七頁。一部改訳部分、特に「将来も容易ならぬものと思えた」から「将来にとって危険でもあるように思われた」への改訳は、より原文に忠実なものであり、改善されたものといえる。

(32) 三宅、前掲「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』」五一～五二頁。

(33) 三宅、前掲「書評・平島健司著『ワイマール共和国の崩壊』」五二～五三頁。

(34) こうした議論は、E・H・カーのいうところの「未練 (might-have-been)」になりかねない。カーの議論について、以下を参照。Carr, Edward Hallett: What is History? The George Macaulay Trevelyan Lectures delivered in the University of Cambridge, January-March 1961, London 1961, pp.90-92. 清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波書店、一九六二年、一四一～一四四頁。

(35) 山口定「秘密再軍備とドイツ社会民主党―ワイマル体制崩壊原因論の一視角―（一）（二）（三）（四）（五・完）」『立命館法学』第七一号、一九六七年、一～三六頁、第七二号、一九六七年、一二一～一五一頁、第七三号、一九六七年、二六〇～二九〇頁、第七五・七六号、一九六七年、五一五～五四〇頁、第八〇号、一九六八年、三〇九～三三六頁。

(36) ボルヒャルトによると、ブリューニングのデフレ政策は、これまで経済学者や歴史学者によって誤りで破局を導いた政策と評価されてきたが、彼が景気拡大政策をとらなかったのは、「統治権力の見識と能力の欠如」ではなく、一九三〇年から三二年の政治・経済面の活動の余地が大きく制限されていたためで、彼には実現可能な選択肢が開かれていなかったとされる。このブリューニング評価をめぐって新たに論争が生じたが、これをボルヒャルト論争という。以上については、Kolb, Die Weimarer Republik, S.233-235. 柴田訳、前掲『ワイマル共和国史』二五六頁を参照。ボルヒャルトの見解については、Borchardt, Knut: Zwangs-

lagen und Handlungsspielräume in der großen Weltwirtschaftskrise der frühen dreißiger Jahre. Zur Revision des überlieferten Geschichtsbildes, in: ders.: Wachstum, Krisen, Handlungsspielräume der Wirtschaftspolitik. Studien zur Wirtschaftsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, Göttingen 1982, S.165–182, vor allem S.173.

(37) 山口、前掲『ヒトラーの抬頭』四一五頁。

(38) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢?」三〇〇〜三〇一頁。Vgl. Meissner, Otto: Staatssekretär unter Ebert-Hindenburg-Hitler. Der Schicksalsweg des deutschen Volkes von 1918–1945, wie ich ihn erlebte, 3.Auflage, Hamburg 1950, S. 257.

(39) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢?」二九九頁。Vgl. Meissner, Staatssekretär, S.253.

(40) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢?」二九六頁。Vgl. Turner, Hitlers Weg zur Macht, S.159f.

(41) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢?」二九八頁。Vgl. Anhang: Das Moskau-Dokument: 5. Reichstag und Wahlen, in: Turner, Hitlers Weg zur Macht, S.252. この時期、ナチ党のシュトラッサー（Gregor Straßer）・グループを含むあらゆる政党を横断した形で議会内において支持基盤を形成し、労働創出計画を断行するといった「横断戦線（Querfront）」構想を完全には放棄していなかったシュライヒャーにとって、シュミットらの「破壊的不信任決議」の不承認案は、選択不可能であったとまでは言えない。シュライヒャーの「横断戦線」構想については、同上、二九三〜二九九頁を参照。

(42) 熊野、前掲「共和国救済の最後の選択肢?」三〇三頁。Vgl. Bundesarchiv Koblenz, Nachlass Quaatz, Nr.17; Die Deutschnationalen und die Zerstörung der Weimarer Republik. Aus dem Tagebuch von Reinhold Quaatz 1928–1933, herausgegeben von Hermann Weiß/ Paul Hoser, München 1989, S.228.